

# 価格転嫁・取引適正化に向けた これまでの対応と今後の取組について

令和7年1月  
中小企業庁

- 01. これまでの価格転嫁・取引適正化対策の全体像**
02. 価格転嫁・取引適正化の現状
03. 各課題への対応と今後の取組について

# 中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針

2016年度～2022年度

2023年度

2024年度

2025年度～

「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2016年9月）  
※重点3課題

自主行動計画の策定（2017年3月以降）

改訂版「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2020年6月）  
※重点2課題追加

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（2021年12月）

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023年11月）

価格決定方法の適正化

振興基準改正

- ▶ 不合理な原価低減要請等について規定

価格交渉促進月間(3月/9月)の実施(2021年9月～)

- ▶ 15万社フォローアップ調査
- ▶ 30万社フォローアップ調査
- ▶ 調査結果を踏まえ「指導・助言」を実施
- ▶ 業種別の価格転嫁率の公表
- ▶ 発注側企業についての協議・価格転嫁状況のリスト公表

自主行動計画  
フォローアップ調査

- ▶ 自主行動計画の策定・フォローアップ調査を要請

上記パッケージに基づく取締り強化

- ▶ 重点立入3業種選定
- ▶ 「買ったたき」解釈の明確化
- ▶ 業界団体へ法遵守状況の「自主点検」を実施

- ▶ 自主行動計画の改訂・徹底を要請

支払条件の改善

手形通達の改正

- ▶ 可能な限り現金払い化、手形サイトの短縮化を推進

手形通達の再改正

- ▶ 手形サイトを全業種60日以内
- ▶ 振興基準に反映

- ▶ 自主行動計画の策定・フォローアップ調査を要請

約束手形のサイトの短縮(60日以内)

2024  
サイトの60日以内

約束手形の利用の廃止  
に向けた自主行動計画の策定

- ▶ 産業界・金融界に自主行動計画の策定・改定を要請

2026  
約束手形の  
利用の廃止

型取引の適正化

振興基準改正

型管理に向けた  
アクションプラン  
策定

型取引の  
適正化推進  
協議会の設置

型の大規模調査

- ▶ 9万社を対象に型取引の実態調査を実施

引き続き大規模調査、フォローアップ等を実施

知的財産の  
ノウハウの  
保護

公取委報告書

知的財産取引に  
関するガイドライン・  
契約書ひな形の策定

ガイドライン等を踏まえた取引の定着

- ▶ 知的アドバイザーボード・知財Gメン(R4年度新設)による取引実態の調査

働き方  
改革に伴う  
しわ寄せ  
防止

振興基準改正

しわ寄せ防止  
総合対策の策定

短納期発注の増加、単価の据置きなどの下請事業者へのしわ寄せの実態を調査

# 下請中小企業振興法 「振興基準」の改正（2024年11月1日改正）

更なる価格転嫁、取引適正化に向けた下請法の買いたたきの運用基準、約束手形等の指導基準の見直しも踏まえ、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改正。

## 1. 買いたたきの解釈明確化

①コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能である場合において、②据え置かれている対価について下請代金法の運用基準と同様に振興基準においても「買いたたき」と取り扱うよう解釈を明確化。

## 2. 約束手形のサイト60日の徹底

約束手形、一括決済方式及び電子記録債権の支払いサイトについては、60日以内とすることを徹底する。  
(※従前の規定では「60日以内とすることを努めるものとする」)

⇒2024年11月1日より施行。

「振興基準」は、

- ①下請振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
- ②各業界団体（29業種約79団体）が作成する自主行動計画でも、振興基準の遵守が謳われ、
- ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する

ことから、関連する企業（特に発注者）の取引方針の改善、価格転嫁の実効性向上に繋がるもの

下請中小企業振興法  
(振興基準)

第3条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

(指導及び助言)

第4条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

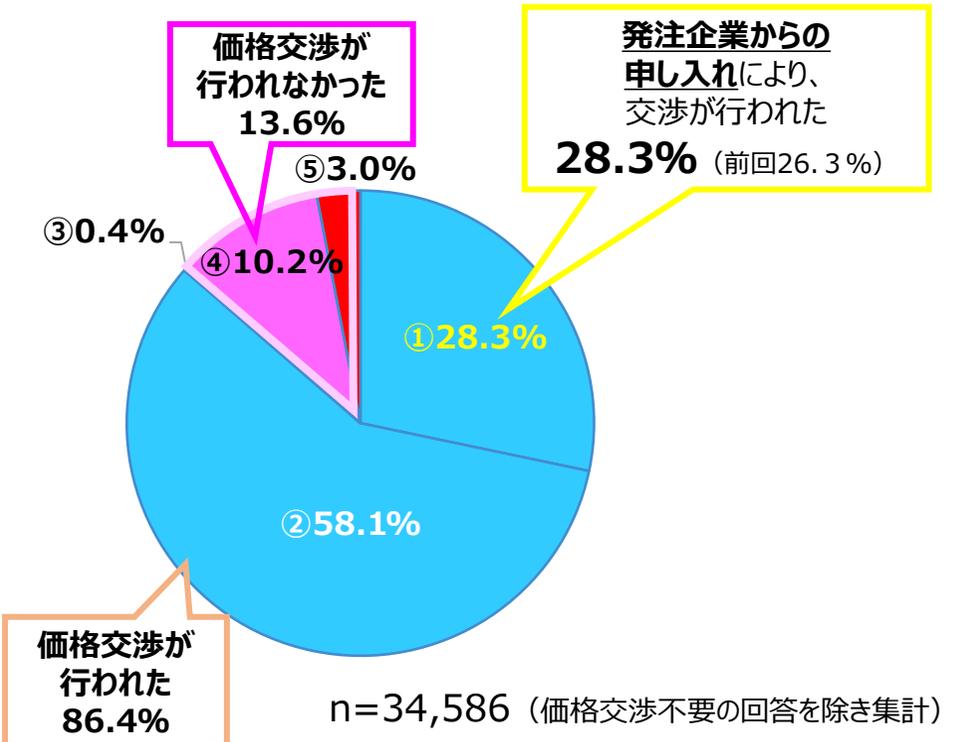
01. これまでの価格転嫁・取引適正化対策の全体像
- 02. 価格転嫁・取引適正化の現状**
03. 各課題への対応と今後の取組について

# 価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査の結果（11月29日公表）

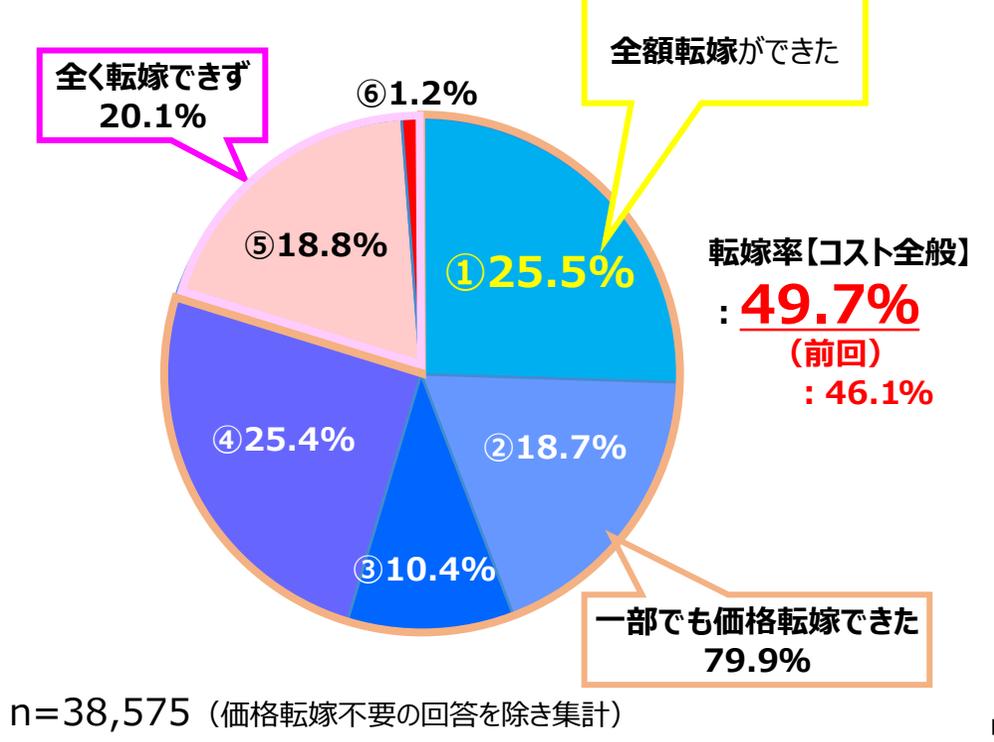
## 価格交渉・価格転嫁の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約2ポイント増の**28.3%**となり、交渉しやすい雰囲気醸成されつつある。**価格交渉できた企業の7割では労務費についても価格交渉できた**との結果。
- 価格転嫁率は49.7%**で、前回調査から約3ポイント増加。**労務費の転嫁率も44.7%**と前回調査から4.7ポイント増加。他方、「全く転嫁できなかった」企業も約2割残っており、2極化が明らかになった。
- 今後1月を目途に、**発注企業ごとの交渉・転嫁の状況を公表するとともに、状況の芳しくない発注企業の経営トップへ事業所管大臣名で指導・助言**を行う予定。

< 価格交渉 >



< 価格転嫁 >

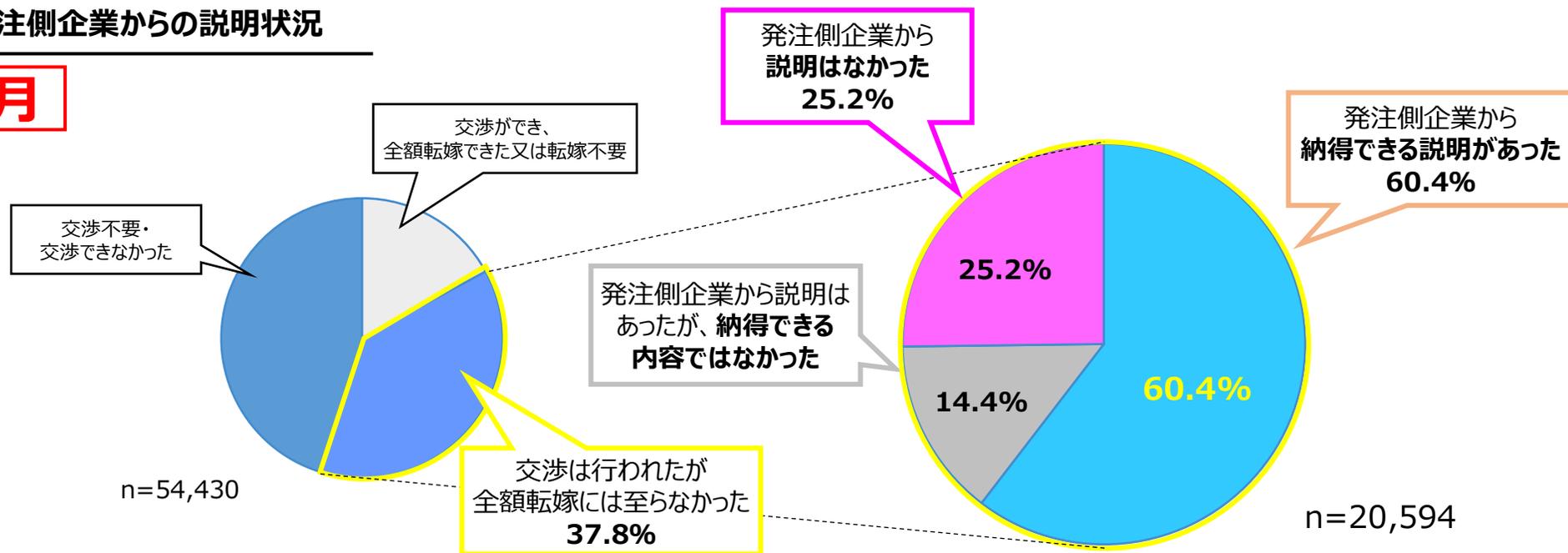


# 価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、コスト上昇分の全額の価格転嫁には至らなかった企業（全体の37.8%）のうち、発注側企業から価格転嫁について、「納得できる説明があった」と回答した企業は約6割。
- 一方で、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割。
  - 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する受注側企業への十分な説明も求めていく必要。

## 発注側企業からの説明状況

9月



## アンケート回答企業からの具体的な声

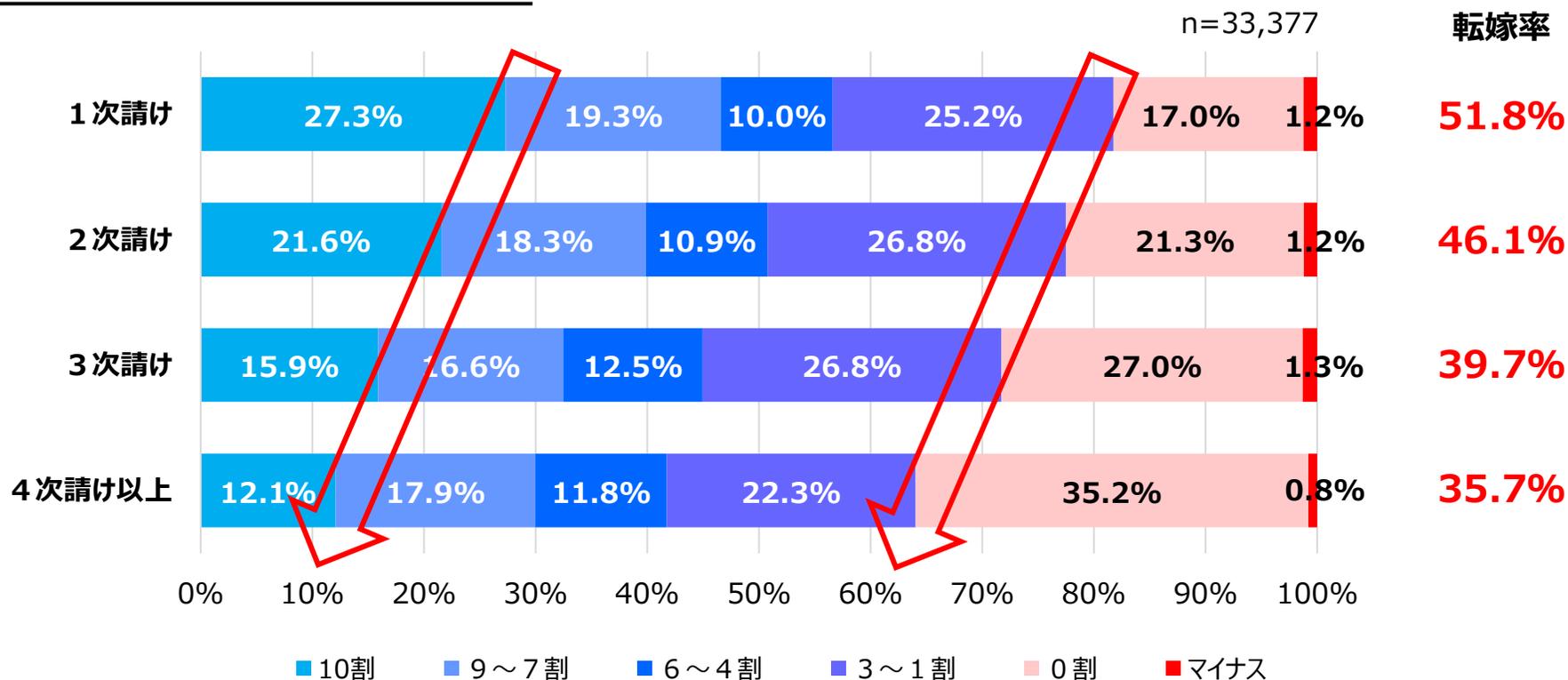
- ▲ 自社の要望は全く聞き入れず、希望額の半分しか値上げされなかった。事前に説明等もなく、一方的に決められた。
- ▲ 労務費の上昇について資料を作成し協議を行ったが、明確な根拠なく価格は据え置かれ、10年近く単価が変わっていない。

# サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階 = 受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（51.8%）に対し、4次請け以上の企業は35%程度
- 特に、4次請け以上の階層においては、全額転嫁できた企業の割合は1割程度にとどまり、全く転嫁できなかった又は減額された企業は、4割近く（36.0%）に上る。
- 受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向。  
⇒ より深い段階への価格転嫁の浸透が課題。

## 受注側企業の取引段階と価格転嫁率

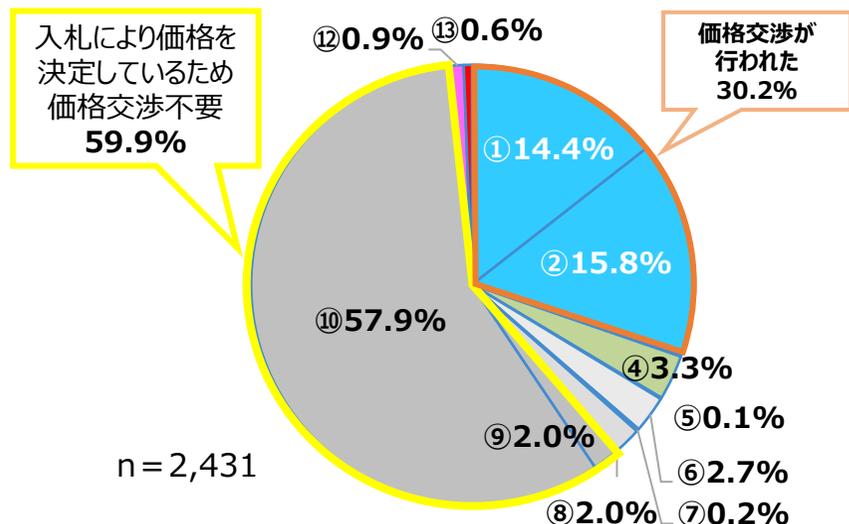


# 官公需 (※) における価格交渉・価格転嫁の状況

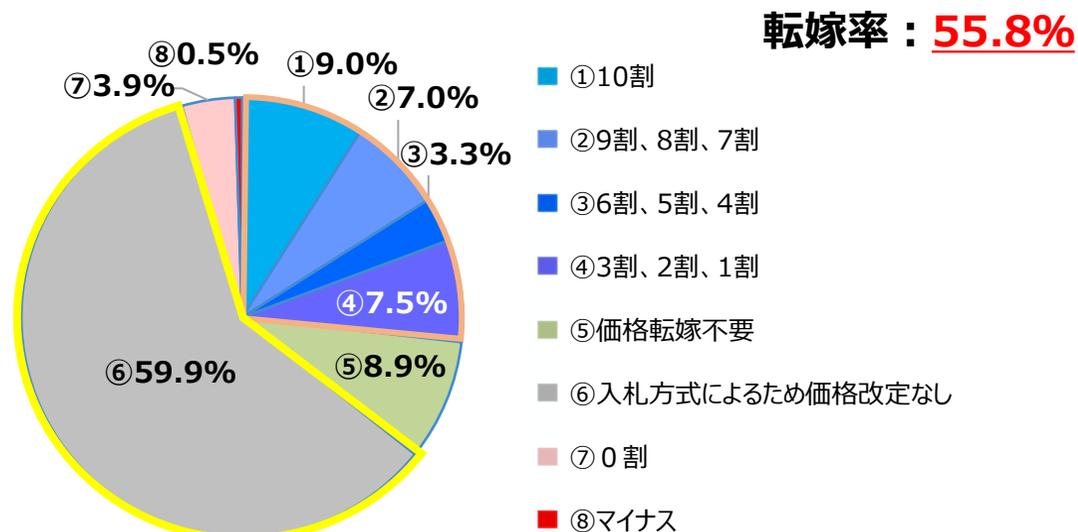
※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の価格転嫁率は、**55.8%**。（「価格転嫁不要」、「入札により価格決定しているため価格交渉不要」の場合を除く759件の回答の平均）
- ただし、官公需全体では「入札により価格決定しているため価格交渉不要」とする回答が**約6割**。

## 直近6か月間における価格交渉の状況



## 直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



### アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

○原材料費について、受注者の発議で行えるスライド条項が契約に規定されており、単価の変更ができる。

▲価格交渉を申し入れたが、「予算が無い」と一蹴された。

▲資材費が高騰しており、発注者の設定している単価との乖離がみられたため、実際の単価との比較を提示したが、「他にそのような声は挙がっていない」と言われ、「今後検討する」との回答のみであった。

01. これまでの価格転嫁・取引適正化対策の全体像
02. 価格転嫁・取引適正化の現状
- 03. 各課題への対応と今後の取組について**

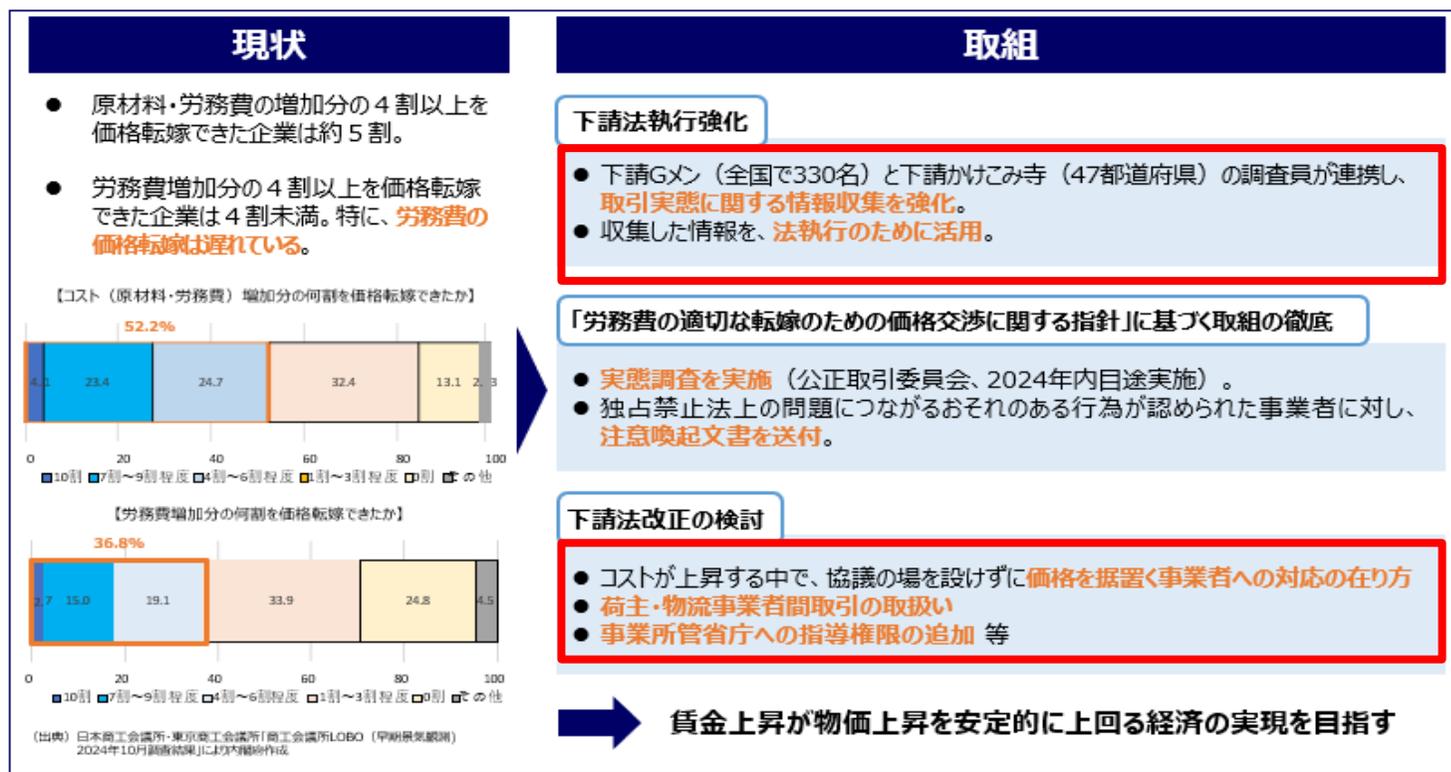
# 今後の取組 ①経済対策に係る取組

- 2024年11月22日閣議決定の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では、価格転嫁の対策として、①330名体制の下請Gメンと下請かけこみ寺の調査員の連携による取引実態に関する情報収集の強化、②下請法改正の検討等が盛り込まれた。公正取引委員会等の関係省庁、関係機関と連携して取組を進めていく。

## 価格転嫁

公正取引委員会 内閣官房  
経済産業省

- コスト（特に労務費）の価格転嫁は不十分。
- サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法の執行強化等に取り組む。



関連する法令・予算

- 下請法の改正の検討（法律/公正取引委員会、経済産業省）
- 価格転嫁円滑化の取組に関する調査（予算/公正取引委員会）

# 「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」 (2025年1月16日)

- ・ 参加企業より、価格交渉・転嫁の厳しい実態や、中小企業の利益を損ねる商慣習等について報告あり。
- ・ 石破総理より関係大臣へ、価格転嫁、取引適正化の徹底に向けて、更なる対策を講じるよう指示。

## 参加企業 (順不同・敬称略)

- ① 磨棒鋼 (みがきぼうこう) 工業組合【東京 製造業】  
理事長 多田 茂
- ② (株) セキュリティー【岐阜県 警備業】  
代表取締役会長 幾田 弘文
- ③ 富士電子工業 (株)【大阪府 製造業】  
代表取締役社長 渡邊 弘子
- ④ (株) ロッキー【熊本県 小売業】  
代表取締役社長 竹下 光伸
- ⑤ (株) 吉村【品川区 製造業】  
代表取締役社長 橋本 久美子
- ⑥ (株) フジワラテクノアート  
【岡山県 製造業】  
代表取締役副社長 藤原 加奈

## 政府出席者

- ① 石破 内閣総理大臣
- ② 赤澤 新しい資本主義  
担当大臣
- ③ 武藤 経済産業大臣
- ④ 橘 内閣官房副長官
- ⑤ 青木 内閣官房副長官
- ⑥ 矢田 総理大臣補佐官



# 総理指示（価格転嫁・取引適正化関係）

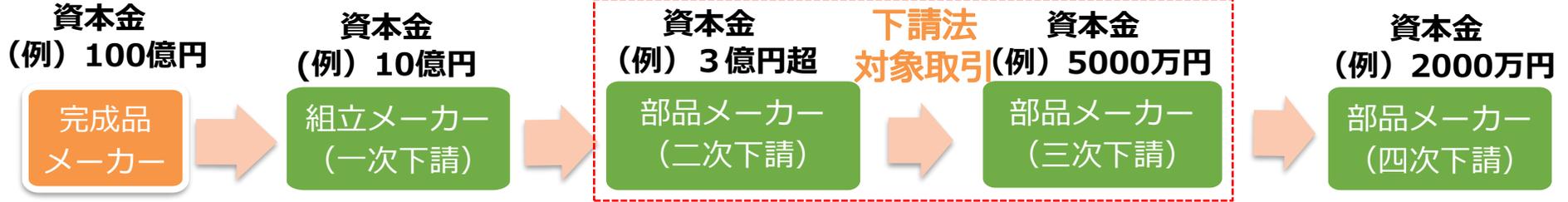
「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」（2025年1月16日）

1. 中小企業が**価格転嫁できるよう**、或いは、**価格転嫁を阻害する商慣習の一掃**に向けて、
  - ① **各業界**において、**下請法違反が無いかの自主点検**や、**違反があった場合の不利益の補償**
  - ② **サプライチェーンの頂点となる企業や業界**における
    - ・直接の取引先の**更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定**や
    - ・それが**隅々まで伝わる情報発信**
  - ③ 「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」の**遵守**の徹底について、**関係大臣が徹底して取り組むよう**、お願い申し上げたい。
2. 各省庁において、**国・自治体の委託・請負契約等**においても、受注者から、**コスト上昇を理由に価格交渉の申出があれば、適切に価格交渉・転嫁に応じるよう**、各省庁にお願いしたい。
3. 「**協議に応じない価格決定**」の**禁止**などを基本とする、**下請法改正法案**について**なるべく早く国会に提出**して、**価格転嫁・取引適正化を更に徹底**していきたい。担当大臣にお願いしたい。

# 新たな取引適正化対策の全体像 ～取引段階ごとの課題への対応～

## (1 価格転嫁)

### 取引段階 例



課題: 頂点から、次の取引階層へ、更に深い階層への価格転嫁の浸透

課題: コスト上昇時の不十分な価格転嫁への対応。 厳正な法執行

課題: サプライチェーンの深い取引階層への価格転嫁の浸透

### ○ 企業の社名公表、指導・助言等

- 発注企業ごとの交渉・転嫁の状況の公表、大臣名での指導・助言(価格交渉月間) **(1月にも実施)**

### ○ 多段階での連携(下請振興法改正)

- 3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の価格転嫁を促す。

### ○ 頂点企業への要請(総理指示)

- 直接の取引先の更に先まで考慮した価格決定や、それが隔々まで伝わる情報発信を、各事業所管大臣から要請。

### ○ 行政指導の強化(新たな運用)

- 下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合に協力を要請。

### ○ 下請法改正・執行強化(下請法改正)

- 「協議に応じない価格決定」等を新たに禁止する下請法改正(案)の検討。
- 下請法執行: 公正取引委員会との連携強化(個別事件ごとの早期連携)、下請Gメンによる調査結果の活用。
- 勧告を受けた企業へ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策の検討。

### ○ 法律適用の拡大

**(下請法・振興法改正)**

- 資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

### ○ 行政指導の強化

**(新たな運用)**

- 下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

# 新たな取引適正化対策の全体像 ～取引段階ごとの課題への対応～

## (2) 価格転嫁以外 (代金支払、型取引、知的財産 等)

### 取引段階 例

資本金  
(例) 100億円

完成品  
メーカー



資本金  
(例) 10億円

組立メーカー  
(一次下請)



資本金  
(例) 3億円超

部品メーカー  
(二次下請)

下請法  
対象取引

資本金  
(例) 5000万円

部品メーカー  
(三次下請)



資本金  
(例) 2000万円

部品メーカー  
(四次下請)

課題: 下請法対象ではない取引から、  
支払期間の短縮、現金払い化

課題: 支払い期間の更なる短縮、現金払い化。  
型取引の適正化。知財保護の徹底。

課題: 深い取引階層まで、支払迅速化等の適正適正を浸透

### ○企業の社名公表等の拡大

(新たな運用)

- ・ 次回3月の価格交渉促進月間で、新たに、振込手数料や割引料の受注者負担の実態も調査。発注企業ごとに結果公表。

### ○多段階での連携・支払改善

(下請振興法改正)

- ・ 3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の支払条件改善を促す。

### ○行政指導の強化(新たな運用)

- ・ 下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合に、迅速な協力要請。

### ○手形利用の禁止、支払迅速化、型の対象拡大(下請法改正・新たな運用)

以下の方向で検討。

- ・ 手形による代金支払いを禁止。  
電子記録債権などは、支払期日までに満額現金化できないものは禁止。
- ・ 金型以外(木型・樹脂型・専用治具等)も新たに規制対象化。  
型の所有権の所在にかかわらず、発注側が受注側に指示する「型の無償保管」を、下請法違反とガイドライン等に明示。

### ○知的財産に係る実態調査

(新たな運用)

- ・ 幅広い業種での知財取引の実態調査を行い、各種ガイドライン等の見直しを検討

### ○法律適用の拡大

(下請法・振興法改正)

- ・ 資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

### ○行政指導の強化

(新たな運用)

- ・ 下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

# 新たな取引適正化対策の全体像

## (3 商慣行も含めた、業界全体の課題への対応)

～ 個別の企業間取引の是正に加え、業界全体による、業界固有の商慣行に即した、自主的な取引適正化を促進～



- 課題:
- ・ 価格転嫁が厳しい業界あり。 業界構造や、商慣習を踏まえた、業界全体での対応が必要。
  - ・ 業界ごとに、受注者の利益を損ねる商慣習あり。(例:代金の一定割合を差引く「歩引き」、「協賛金、手数料等の強要」)

### ○業界ごとの自主的な取引適正化

- ・ 29業種・79の業界団体が、それぞれの取引慣行を踏まえた策定済みの自主行動計画に基づき対応。
- ・ 労務費指針など政府の対策を踏まえた適時の計画改訂や、遵守状況の調査など、業界全体で自主的に取り組む。

### ○業界全体での一層の取引適正化の徹底 (総理 指示)

- ・ 中小企業の価格転嫁、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向け、各事業所管大臣が、各業界団体へ以下を要請。
    - ① 各業界において、下請法違反が無いかの自主点検や、違反があった場合の不利益の補償
    - ② サプライチェーンの頂点となる企業や業界における
      - ・ 直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定
      - ・ それが隔々まで伝わる情報発信
      - ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守の徹底
- ※各業界団体・企業が同時に取り組むことで、業界横断で取引適正化を徹底

# 「企業取引研究会」の開催について

## 開催の趣旨

- 政府一体となって価格転嫁対策に取り組んできたところ、価格交渉や価格転嫁の動きにも進捗がみられるが、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくに当たり、取引環境の整備として解決されるべき課題がいまだ残っている
- 下請法の主要な改正が行われてから約20年が経過しており、現在の経済実態への対応や、今後想定される「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」における取引環境の整備についても検討する必要がある

適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、**下請法を中心に検討**することを目的として、関係有識者からなる**「企業取引研究会」を開催**

座長	海内 美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
	及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
	岡室 博之	一橋大学大学院経済学研究科 教授
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	小畑 良晴	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	加藤 正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
	神田 秀樹	東京大学 名誉教授
	郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	鈴木 純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、経済同友会 副代表幹事
	高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
	滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	多田 英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
	中島 宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
	仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
	原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授
	渡辺 努	東京大学大学院経済学研究科 教授
	渡邊 弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役
渡部 恵	全国商工会連合会 産業政策部長	

(オブザーバー)

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(五十音順、敬称略、役職は令和6年7月19日現在)

## 第1回（令和6年7月22日）

- ・円滑な価格転嫁のための取引環境の整備について

## 第2回（令和6年9月19日）

- ・下請法の制度及び運用の改善に係る論点整理 1
- 検討事項：①適切な価格転嫁の環境整備に関する課題（買ったたき規制の在り方）  
②下請代金等の支払条件

## 第3回（令和6年10月7日）

- ・下請法の制度及び運用の改善に係る論点整理 2
- 検討事項：③物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方  
④執行に係る省庁間の連携の在り方

## 第4回（令和6年10月24日）

- ・下請法の制度及び運用の改善に係る論点整理 3
- 検討事項：⑤「下請」という用語の見直し  
⑥その他の論点

## 第5回（令和6年11月26日）

- ・企業取引研究会における論点整理

## 第6回（令和6年12月17日）

- ・企業取引研究会報告書（案）について

# 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点 (買ったたき規制の在り方)

## 主な論点

- より適切な価格転嫁に関する環境整備の観点から、現行の下請法の買ったたき規制のほかに、下請代金の額の決定に関し規制する行為類型があるか。

## 主要な意見

- コストが上昇している中で、交渉することなく価格を据え置かれたり、一方的にコスト上昇に見合わない価格を決められたりして受注企業がしわ寄せを受けている。こうした行為についても、下請法で規制すべき。
- 現在の下請法の買ったたき規制は、通常支払われる対価の認定が難しいという課題がある。下請法の対象となる取引の多くは個別性が高く、市価の把握が困難な委託取引については、市価を認定せずとも、下請法で規制すべき。
- 適切な価格が実現されるよう、当事者が実質的な合意を得られる交渉プロセスに着目した規律を検討すべきではないか。現行の下請法がこれらに及んでいないのであれば、新たな行為類型の創設も含めて検討すべき。
- 多数の下請事業者と様々な取引のある親事業者にとって、多様な下請事業者と交渉を求めることは取引費用を大きく増加させ、取引の打切りや内製化につながるおそれもある。買ったたきの規制の見直しについては慎重な検討を要する。
- 下請法の対象取引だけでなく、サプライチェーン全体で価格転嫁が円滑に行われるような取組も検討する必要がある。

## 解決の方向性

- ◆ 実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点から、例えば、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要がある。
- ◆ サプライチェーン全体での円滑な価格転嫁を実現するため、上記の観点を優越的地位の濫用の考え方にも当てはめ、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を示すことを検討する必要がある。

# 下請代金等の支払条件に関する論点

## 主な論点

- 発注者（親事業者）が受注者（下請事業者）に資金繰りに係る負担を求める約束手形等による支払について、下請法における取扱いをどう考えるか。

## 主要な意見

- 手形等の利用に合理性及び必要性が認められないのであれば、下請法の趣旨に立ち返り、廃止する方向で検討すべきである。
- 時代の変化やDX化に伴い、約束手形は廃止することが合理的である。
- 慣習や経理事務の変更への抵抗感から、紙の約束手形での支払が維持されているようであり、法律で、紙の約束手形による支払を認めないと明確にし、強いメッセージを発信することが必要である。
- 約束手形廃止による資金繰りへの影響に対応するため、事業者への資金繰り支援が必要である。
- ファクタリングの手数料や銀行振込手数料の負担については、民法の原則どおり発注者が負担するのが合理的な商慣習である。商慣習を見直し、下請事業者の不利な境遇を改善するための取組が必要である。
- 下請法が適用されないサプライチェーン全体において支払サイトを短くする取組が必要である。

## 解決の方向性

- ◆ 紙の有価証券である手形については、下請法の代金の支払手段として使用することを認めない。
- ◆ その他金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）については、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない。
- ◆ 振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法上の違反に当たることとし、その旨、解釈を変更して、運用基準において明示する。
- ◆ サプライチェーン全体で手形の廃止や支払サイトの短縮化を実施していくため、不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を示すことを検討する必要がある。

## 主な論点

- 荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）を踏まえ、**発荷主から運送事業者へ物品の運送を委託する取引の下請法における取扱いについて、見直すべき点はあるか。**

## 主要な意見

- 着荷主と発荷主との間に部品等の製造や購入の発注だけでなく、その部品等を「運ぶ」契約も含まれており、発荷主はその債務の履行のために運送事業者に物の運送を委託する、という構造に着目すれば、**下請法の対象とされている取引と類似の構造があるといえるのではないか。**
- 現在、荷主と元請運送事業者との取引は物流特殊指定の対象、元請運送事業者と下請運送事業者との取引は下請法の対象とされているが、事業者にとって分かりにくく、**統一的に下請法として対象とすることが望ましい。**
- 荷主からの運送委託について下請法の適用対象を広げる際には、規制の範囲が広くなりすぎないように配慮する必要がある。着荷主と発荷主の取引においては、物の運送が前提となることが多いものの、例えば「どこから」運ぶかは発荷主が決めており、完全な役務の再委託とはいえず、**下請構造に該当するかどうかを慎重に判断する必要がある。**
- 下請法では、役務の提供後60日以内の支払期日を定めることが義務付けられており、物流特殊指定から下請法に規制を切り替える場合には、**資金繰り負担を始めとする発荷主の負担への配慮が必要**である。

## 解決の方向性

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引とする。**

## 主な論点

- 公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携の在り方として、各省庁の特徴をいかして、更に下請法の執行を強化していくためにはどのような取組が必要か。現行の事業所管省庁の調査権限（第9条第3項）で十分か。

## 主要な意見

- 下請法、振興基準、各業法には、それぞれの目的と役割があり、それらを有効に組み合わせることで課題解決を進めることが必要である。事業所管省庁が業法等を活用してしっかりと関与することが不可欠である。
- 省庁間の連携を強化し、具体的な指導・助言を共有することで、規制の実効性を高めることが必要である。
- 事業所管省庁の主務大臣等が下請法に違反する行為に対し指導・助言が行えるよう権限付与することは有効な手法だと考える。必要な法改正及びトラック・物流Gメンなどとの具体的な連携の在り方などについて関係省庁と検討を進めていただきたい。
- 省庁間の連携については、公正取引委員会、中小企業庁と事業所管省庁が常時情報交換するプラットフォームの構築が必要なのではないか。

## 解決の方向性

- ◆ 現行法においても事業所管省庁は中小企業庁の措置請求のための調査権限を有しているが、それに加えて下請法上問題のある行為について指導する権限を規定する。
- ◆ 下請事業者が申告しやすい環境を確保すべく、報復措置の禁止（第4条第1項第7号）の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。

# 下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）

## 主な論点

- 資本金額を用いた下請法の対象事業者の定義についての以下の問題にどのように対処すべきか。
  - ✓ 事業規模は大きいが、資本金が少額であるため、下請法の親事業者に該当しない
  - ✓ 自ら減資する／下請事業者に増資を求めることにより下請法の適用を逃れる親事業者が存在

## 主要な意見

### <対応の必要性について>

- 資本金区分だけで、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）の取引関係を外形的に取り扱うことは、既に執行上の限界にある。

### <従業員数による基準（従業員基準）で対象事業者を規定する案>

- 事業者の事業規模を表し、恣意的な変更が難しい基準であり、事業規模の小さな事業者を保護しようとする下請法の立法趣旨とも整合的で分かりやすい。

### <取引依存度を基準とする案>

- 取引依存度に関する情報を伝えることは交渉力を弱めることにもつながり抵抗感があるとの声や、取引依存度基準を導入すると親事業者側からの発注抑制につながるのではないかとの下請事業者からの懸念の声がある。

### <資本金基準に新たな資本金区分を追加する案>

- 新しい資本金の基準を設けたとしても、その基準を下回るような会社を設立したり、増資を求めたりするだけであり、有効な解決策にはならない。（「いたちごっこ」になる）

## 解決の方向性

- ◆ 現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していく。
- ◆ 具体的には、下請法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）の基準を軸に検討する。

# 「下請」という用語に関する論点

## 主な論点

- 時代の情勢変化を踏まえ、「親事業者」や「下請事業者」といった用語について、どのように考えるか。

## 主要な意見

- 「下請」や「親事業者」という用語から受け取られる印象が、時代の情勢変化を踏まえた現代の取引の意識に対応した言葉になっていないことから、用語を変更すべきである。
- 「下請法」という名称は広く社会に定着しており、用語を変更する場合には、社会で分かりやすい用語や略称となるようにする必要もある。

## 検討の方向性

- ◆ 「下請」という用語を時代の情勢変化に沿った用語に改める必要がある。具体的な用語については、既存の法令も参考にしつつ、下請法の趣旨や対象となる取引を表現するにふさわしい用語を政府において検討していく。

## 主な論点

- 取引に際し、受注者側が元来保有していたり、取引によって取得したりした知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で発注者側に帰属させる行為は、優越的地位の濫用や下請法における買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請として問題となり得るところ、現在のガイドラインで十分な手当ではできているか。

## 主要な意見

- 知的財産・ノウハウは、企業価値を高めたいと思っている中小企業に残されている、成長の源泉であることから、取引の更なる適正化を求める。また、賃上げの原資確保に資することから、製造業に限ることなく、広く実態調査を実施し、知的財産取引に関するガイドライン等に反映すべき。
- 知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がないと、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。何らかの方策を用いて中小企業を守るべきである。中小企業がイノベーションを起こすことが、我が国の未来にとって重要である。

## 検討の方向性

- ◆ 前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要。

## その他の論点①（型に係る課題、電磁的書面交付）

### 主な論点

- 金型の無償保管の問題について、金型の所有権が下請事業者にある場合であったとしても、**金型の所有権が発注者にある場合と同様に、下請事業者に不当な不利益が生じていると整理するべきではないか。**
- 木型等の**金型以外の型も下請法において金型と同様の扱いとする必要はないか。**
- 下請事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるように対応すべきではないか。**

### 主要な意見

- **所有権の所在にかかわらず、実態を踏まえて取引の適正化を図ることが重要**であり、解釈の明確化に賛成である。
- 規定の趣旨を踏まえれば、**型の素材にかかわらず同様のルールを適用することが適切。**
- 書面交付について、下請事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるようにすべきであるとともに、取引のデジタル化に向けての取引環境を一層整備すべき。**

### 解決の方向性

- ◆ 現行の下請法運用基準を見直し、金型の**所有権の所在にかかわらず型の無償保管要請が下請法上の問題となり得る旨整理**し、どのような場合に下請法上問題となるのか、発注者や受注者にとって分かりやすい基準を明記する。
- ◆ 木型その他専ら当該物品の製造の用に供されるものとして適切な物品を**規則等で具体的に定めるなどして製造委託の対象に追加する。**
- ◆ 下請事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるようにする。**

### 主な論点

- 下請法においては、執行力を強化すべき（命令の導入や罰則の強化）ではないか。
- 現行の遅延利息の対象に減額を追加する必要はないか。
- 現行の勧告対象に加え、受領拒否、支払遅延及び報復措置をした親事業者の行為が是正されていた場合においても、特に必要があると認めるときに勧告することができるように対応すべきではないか。

### 主要な意見

- **下請法に命令の導入を含む厳罰化を図ることは、簡易迅速な処理に支障を来すものであり、下請法の理念にそぐわないと考える。**
- 一部不払が生じているのであれば、その部分について、遅延利息の支払を求めることに理由があると考え。実態からも、支払を免れることによる利益や、支払がされないことによる相手方の損害が発生するため、**遅延利息の適用範囲に減額を追加することは合理的**である。
- **違反行為の是正後であっても、必要な場合には勧告をできるようにすべき**である。

### 検討／解決の方向性

- ◆ 命令の導入や罰則の強化は行わない。
- ◆ 減額行為によって代金を減額された部分について遅延利息の対象に加える。
- ◆ 勧告時点において、親事業者の行為が是正されていた場合においても、勧告できるようにする。

## 今後の取組② 本日の各議題

- 価格転嫁、取引適正化の更なる徹底に向けて、サプライチェーンの深い層での課題、官公需分野での課題等が見られる。
- 下請法改正の検討だけでなく、サプライチェーン全体での取引慣行の改善に向けた取組も不可欠。
- そのため、今後の取組について以下についてご議論いただきたい。

### (1) 下請中小企業振興法の改正について

- サプライチェーンの深い層での課題

### (2) 下請Gメンヒアリング調査等の取組状況について

- サプライチェーンの深い層での課題

### (3) 令和7年度の国等の契約の基本方針の策定について

- 官公需分野での課題